

あけまして
おめでとう
ございます



NAO Letter

NAO
税理士法人

編集発行人
代表社員
高井直樹

〒500-8335
岐阜市三歳町4-2-10
TEL 058(253)5411(代)
FAX 058(253)6957

1月

(睦月) JANUARY

1日・元日 8日・成人の日

日	月	火	水	木	金	土
・	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31	・	・	・

ワンポイント 森林環境税の導入

令和6年度から国内に住所のある個人に課税される国税で、個人住民税均等割と併せて1人年額で1,000円徴収されます。税収は国から「森林環境譲与税」として都道府県・市町村へ配分され、間伐等の森林整備や木材の利用促進、林業を支える人材育成などへの安定的な地方財源として活用されます。

1月の税務と労務

- 国 税**／給与所得者の扶養控除等申告書の提出
本年最初の給与支払日の前日
- 国 税**／報酬、料金、地代、家賃等の支払調書の提出
1月31日
- 国 税**／源泉徴収票の交付、提出
1月31日
- 国 税**／12月分源泉所得税の納付
1月10日
(納期の特例を受けている事業所の7～12月分は1月22日)
- 国 税**／11月決算法人の確定申告
(法人税・消費税等)
1月31日
- 国 税**／5月決算法人の中間申告
1月31日
- 国 税**／2月、5月、8月決算法人の消費税等の
中間申告(年3回の場合)
1月31日
- 地方税**／固定資産税の償却資産に関する申告
1月31日
- 地方税**／給与支払報告書の提出
1月31日
- 労 務**／労働保険料の納付(第3期分)
1月31日
(労働保険事務組合委託の場合2月14日まで)

1月の税務処理

償却資産申告書・ 法定調書の作成と提出



1月は、償却資産申告書や法定調書などを作成し、提出しなければなりません。事業者にとって重要な手続きですので、ポイントを整理します。

I 償却資産申告書

1 償却資産とは

償却資産とは、土地や家屋以外の事業用に供することができる資産のうち、一定のものをいいます。事業に用いる機械や器具備品などが対象になります。償却資産は、①構築物・建物 附属設備、②機械及び装置、③

船舶、④航空機、⑤車両及び運搬具、⑥工具・器具及び備品に分類されます。

これらのうち、構築物・建物 附属設備と家屋（建物）の区分については、設備と家屋の所有者が同じか異なるかによって、取り扱いが異なりますので注意が必要です。（表1参照）

2 申告の対象

償却資産申告の対象は、令和6年1月1日現在において、事業の用に供することができる資産です。耐用年数が経過して償却済みになっている資産や、租税特別措置法の規定を適用して即時償却などを行っているもの、簿外資産や遊休・未稼働の資産なども申告しなければなりません。一方、自動車税や軽自動車税の課税対象となるべきものや、無形固定資産・繰延資産などは、申告をする必要はありません。

3 償却資産の申告と課税

償却資産の申告は、令和6年1月1日現在の償却資産の所有者が、1月31日までにその資産が所在する市区町村などに行い

ます。申告は、「償却資産申告書」と「種類別明細書」などの所定の書類を作成し書面で提出するか、電子申告（地方税ポータルシステム）により申告データを送信する方法で行います。自治体は、償却資産の申告や調査に基づいて償却資産の価格等を決定し、償却資産課税台帳に登録します。課税台帳に登録された内容に基づいて税額が決定され、償却資産の所有者に納税通知書が交付されます。

II 法定調書

1 法定調書とは

法定調書は、所得税法や相続税法などの規定により、税務署に提出することが義務付けられている資料です。所得税法に規定されている法定調書が43種類、相続税法に規定されているものが5種類など、全部で約60種類の法定調書があります。

事業主が1月に提出するものとしては、「給与所得の源泉徴収票」、「報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書」、「不動産の使用料の支払調書」などがあり

ます。これらの法定調書を提出する際には、提出する法定調書を集計した「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」を一緒に提出します。

2 法定調書の提出

法定調書は、書面又はe-Taxで作成や提出を行います。国税庁が提供するe-Taxソフト（WEB版）では、給与所得の源泉徴収票や報酬等の支払調書などを、画面上で1件ごと入力したり、他のソフトで作成したCSVファイルを取り込んで作成することもできます。なお、前々年の提出すべきであった法定調書の枚数が100枚以上の場合、その法定調書はe-Taxや光ディスク等、又はクラウド等による提出が必要です。枚数については、法定調書の種類ごとに判定します。

法定調書は、種類ごとに提出する範囲が異なります。例えば給与所得の源泉徴収票は、年末調整の有無など受給者の区分に応じて、表2のように提出範囲が定められています。

表1 家屋と償却資産（構築物・建物附属設備）の区分表

設備等の種類	設備等の分類	設備等の内容	家屋と設備等の所有関係	
			同じ場合	
			家屋	償却資産
建築工事	内装・造作等	床・壁・天井仕上・店舗造作等工事一式	○	
電気設備	電話配線設備	電話機、交換機等の機器		○
		配管・配線、端子盤等	○	
	LAN設備	設備一式		○
	インターホン設備	集合玄関機、親機・子機等	○	
	監視カメラ (ITV)	受像機 (テレビ)、カメラ		○
	配線設備	配管・配線等	○	
	火災報知設備	設備一式	○	
給排水衛生設備	給排水設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備		○
		配管、高架水槽、受水槽、ポンプ等	○	
	給湯設備	局所式給湯設備 (電気温水器・湯沸器用)		○
		局所式給湯設備 (ユニットバス用・床暖房用等)、中央式給湯設備	○	
	ガス設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備		○
		屋内の配管等	○	
	消火設備	消火器、避難具器、ホース及びノズル、ガスボンベ等		○
		消火栓設備、スプリンクラー設備等	○	
空調設備	空調設備	ルームエアコン (壁掛型)、特定の生産又は業務用設備		○
		上記以外の設備	○	
	換気設備	特定の生産又は業務用設備		○
		上記以外の設備	○	
その他の設備	駐車場設備	機械式駐車設備 (ターンテーブルを含む)、料金精算機、駐車券発行機、カーゲート、フラッパーゲート等		○
	運搬設備	工場用ベルトコンベア		○
		エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機等	○	
	厨房設備	飲食店など顧客の求めに応じるサービス設備や社員食堂等の厨房設備		○
		上記以外の設備	○	
外構工事	外構工事	工事一式 (門・塀・緑化設備等)		○

異なる場合は、すべて償却資産として取り扱いいます。

※この表は、東京都主税局が作成した表を抜粋したもので、自治体によって取り扱いが異なる場合があります。
また、一般的な施工状況のものを想定して、作成されたものです。

表2 「給与所得の源泉徴収票」の提出範囲

受給者の区分		提出範囲
年末調整をした人	(1) 法人の役員及び、現に役員でなくても令和5年中に役員であった人	令和5年中の給与等の支払金額が150万円を超えるもの
	(2) 弁護士、司法書士、土地家屋調査士、公認会計士、税理士、建築士など ※これらの人に給与等として支払っている場合が対象	令和5年中の給与等の支払金額が250万円を超えるもの
	(3) 上記(1)・(2)以外の人	令和5年中の給与等の支払金額が500万円を超えるもの
年末調整をしなかった人	(4) 「給与所得者の扶養控除等 (異動) 申告書」を提出した人	
	令和5年中に退職した人、災害により被害を受けた人で一定の人	令和5年中の給与等の支払金額が250万円 (法人の役員の場合は50万円) を超えるもの
	主たる給与等の金額が2,000万円を超えるため、年末調整をしなかった人	全部
	(5) 「給与所得者の扶養控除等 (異動) 申告書」を提出しなかった人	令和5年中の給与等の支払金額が50万円を超えるもの

新年のご挨拶

新しい年、令和6年が始まりました。

本年1月から改正電子帳簿保存法が施行されました。同法では、電子取引データ保存制度について、保存時に満たすべき要件に従ってデータの保存をすることができなかったことにつき相当の理由がある事業者等に対する新たな猶予措置や検索機能の確保の要件について緩和措置が講じられています。また、資産移転の時期の選択により中立的な税制の構築等を図るため、本年1月1日以降の贈与から、相続時精算課税制度について、2500万円の特別控除額とは別に110万円の基礎控除が創設されたほか、暦年課税において贈与を受けた財産を相続財産に加算する期間を相続開始前3年間で7年間に延長し、延長した4年間に受けた贈与のうち総額100万円まで相続財産に加算しない見直しが行われていますので、贈与を検討している方は制度の確認が必要です。

労務関係では、本年4月1日から雇用契約締結後の労使トラブル防止に向け、労働契約の締結時・更新時の労働条件明示事項に「就業場所・業務の変更の範囲」や「無期転換後の労働条件」など4事項が追加されます。社内の労働条件や労働契約の見直し・変更などに、しっかり対応していかなければなりません。

皆様のご発展を祈念して、新年のご挨拶といたします。

法人住民税均等割

法人が地方自治体に支払う法人住民税には、均等割と法人税割があります。均等割とは、黒字か赤字に関わらず、法人が地方自治体に支払わなければならない税金です。

法人住民税均等割のうち都道府県民税については、法人の資本金等の額によって2万円から80万円の5つの区分に、市町村民税については、資本金等の額と従業員数によって5万円から300万円の9つの区分に分けられています。複数の地方自治体に事務所がある場合には、事務所を構えている全ての地方自治体に支払わなければなりません。事業年度の途中で事務所を開設や閉鎖した場合には、均等割の金額を事務所が設置されていた月数で按分します。

なお上記の税額は、地方税法に定められている「標準税率」で、各地方自治体が条例で標準税率と異なる税率を決めることができます。

リサイクル預託金と印紙税

中古車を購入する際、注文書にリサイクル預託金相当額が記載されていると、収入印紙の貼付が必要となる場合があります。これは、リサイクル預託金が金銭債権に当たるので、注文書が金銭債権の譲渡に関する契約書とみなされるからです。そのため、リサイクル預託金が1万円以上の場合、2000円の収入

印紙の貼付が必要になります。このことは、社用車を購入する際に、所有している社用車を下取りに出す場合にも、同じことが言えます。購入する社用車の注文書に、所有している社用車の下取り車の情報としてリサイクル預託金の記載があれば、印紙税の対象になります。社用車を下取りに出す場合には、思わぬ印紙税が発生することがありますので、注意が必要です。